〇各感染症と目安となる利用基準

疾患名	病児保育室受け入れ基準	GreenHouse(通常保育)の 登園目安
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹が消失してから	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化してか ら	すべての発疹が痂皮化してか ら
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹 が消失してから	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹 が出現した後 5 日を経過して から、かつ全身状態が良好であ ること
インフルエンザ感染症	症状が落ち着き、水分がとれて いれば可(隔離室)	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
マイコプラズマ感染症	抗菌剤を内服していれば可 (隔離室)	解熱後 24 時間が経過し、咳が 改善してから
RSウイルス感染症	症状が落ち着いていれば可 (隔離室)	発熱がなく、呼吸症状が消失 し、全身状態が良好であること
ヒトメタニューモウイルス感 染症	症状が落ち着いていれば可 (隔離室)	発熱がなく、呼吸症状が消失 し、全身状態が良好であること
溶連菌咽頭炎	抗菌剤を内服していれば可 (隔離室)	抗菌剤内服後 24 時間が経過 し、全身状態が良好であること
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状消失後 2 日を経過して から	主症状消失後 2 日を経過してから
流行性角結膜炎	症状が消失してから	症状が消失してから
突発性発疹	医師による病児保育の許可が あれば可	解熱し、全身状態がよく、症状 が回復していること
手足口病	症状が安定していれば可	発熱、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる こと
ヘルパンギーナ	症状が安定していれば可	発熱がなく、口腔内の痛みが無くなり普段の食事がとれること
ロタウイルス・ノロウイルス等の感染性胃腸炎	下痢・嘔吐・発熱等の症状が治まり、普段の食事がとれること。	下痢・嘔吐・発熱等の症状が治まり、普段の食事がとれること。

[※]解熱後とは、原則として(解熱剤の使用なく)37度台に解熱したことをさします。